第二種特定鳥獣管理計画
「第２次愛媛県ニホンザル適正管理計画」の概要

１　計画策定の目的及び背景

ニホンザルによる農林作物等被害防止を図り、またその実態を解明するため、第１次計画では、被害レベルの高い四国中央市、愛南町等の群れを対象に、GPS 首輪を装着して行動圏調査を実施した。しかしながら、個体群の長期にわたる安定的な存続と農林作物等被害の軽減を図るため、今後も継続して管理を実施していく必要があることから、第二種特定鳥獣管理計画「第 2 次愛媛県ニホンザル適正管理計画」を作成し、適正な個体群管理の方針を定めるとともに、効果的な捕獲と被害防除対策を計画的に推進することとする。

２　管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル

３　計画の期間

令和４年４月１日から令和９年３月 31 日まで（５か年）

（第 13 次鳥獣保護管理事業計画期間内）

４　管理が行われるべき区域

愛媛県全域

５　管理の目標

令和 11 年度までに加害レベル４以上の加害群をなくすとともに、県内に生息する加害群の加害レベルの合計値(平成 30 年度加害レベル合計値 212～232)を半減させる。

６　数の調整に関する事項

（１）個体群管理

群れを管理の最小単位とし、連続分布する群れの集合体を個体群として管理する。

個体群管理は、群れの加害性を低減することを目標としているため、明確な捕獲目標数を設定せず、対策を強化すべき群れについて個別に捕獲目標数を設定する。

（２）個体群管理の方法

○効果的な個体群管理のためのモニタリングステップ

加害群を特定し、その加害レベルや行動域、群れの個体数等を段階的に把握する。

○捕獲オプションの選択

被害防除対策の実施状況を確認した上で、群れの個体数等を考慮し、「群れ捕獲」・「部分捕獲」・「選択捕獲」から決定する。

７　生息地の保護及び整備に関する事項

○鳥獣保護区等の指定による生息環境の保護を図るとともに、長期的には広葉樹の育成を図った森林整備等により、個体群が安定的に生息できる自然環境の整備を図る。

○被害の多い中山間地域においては、耕作放棄地の管理や竹資源の利用促進による竹林整備など、耕作地周辺の被害要因の排除に努めるよう地域住民への啓発を行う。

８　その他管理のために必要な事項

○被害防除対策（集落環境の整備、電気柵の設置、追い払いの推進等に努める。）

○モニタリング等の調査研究（施策の取組状況等をモニタリングの上、効果を検証・評価し、保護管理に反映させる。）

○計画の推進体制（県、市町の行政機関、猟友会、ＪＡ、地域住民等が連携・協力する。）

○ハナレザル対策（出没状況の把握、追い払い・捕獲等による対策を検討する。）